

運輸交通業における労働災害防止のために

山梨県内における労働災害発生状況(令和4年)と労働災害防止対策

厚生労働省 山梨労働局 労働基準部 健康安全課

山梨労働局管内の各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業4日以上）」を基に、山梨県内の運輸交通業における労働災害の発生状況及び労働災害防止対策を取りまとめました。

運輸交通業の各事業場におかれては、本年が初年度となる「山梨第14次労働災害防止計画」（以下「14次防」という。）の目標（「死者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる」、「荷役作業における安全対策への取組」等）に向けて、積極的かつ継続的な労働災害防止活動への取組をお願いします。

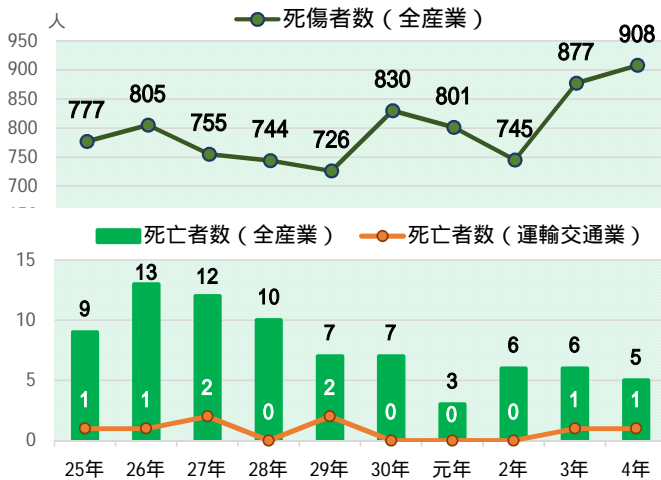
「14次防」リーフレット



第1 山梨県内の労働災害発生状況

1 全産業と運輸交通業における労働災害発生状況

山梨県における労働災害発生の推移



県内の全産業における死傷者数は、昭和35年の3,856人をピークに減少を続け、平成21年には688人まで減少し、その後増減を繰り返し、平成27年以降3年続けて減少していましたが、平成30年には830人と増加に転じ、令和に入ってから減少傾向にありましたが、令和3年から増加に転じ、令和4年には908人（新型コロナウイルス感染症による504人を加えると1,412人）と製造業、第三次産業等を中心に大幅な増加となりました。

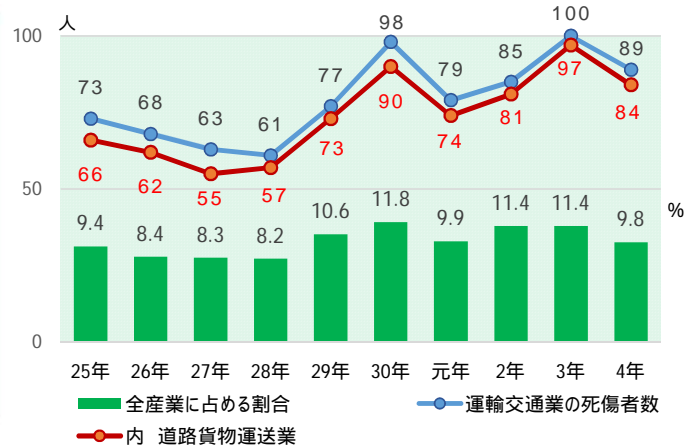
一方、全産業における死者数は、昭和41年の59人をピークに増減を繰り返しながら長期的には減少傾向で、令和元年には過去最少の3人となりましたが、令和4年は5人となりました。運輸交通業の死亡災害は、平成30年以降3年間は発生しませんでした。令和3年以降は1人の発生となっており、ここ10年間では8人発生し、そのうち交通事故が4人と半数を占めています。また、死者の平均年齢は56歳と高齢化が進んでいるといえます。

（下記10 最近の運輸交通業における死亡災害事例 参照）

運輸交通業における労働災害は、近年60人台まで減少していましたが、平成29年以降増加に転じ、令和3年にはここ10年間で最も多い100人となっています。令和4年には89人と減少し、全産業に占める割合も3年ぶりに10%を下回っています。

山梨県内の運輸交通業における労働災害は、その9割以上を道路貨物運送業が占めている状況です。最近では荷役作業中の転倒、トラック荷台等からの墜落・転落、動作の反動による腰痛等の災害の3種類で6割以上を占めており、荷主先で増加傾向となっています。

運輸交通業における労働災害の推移

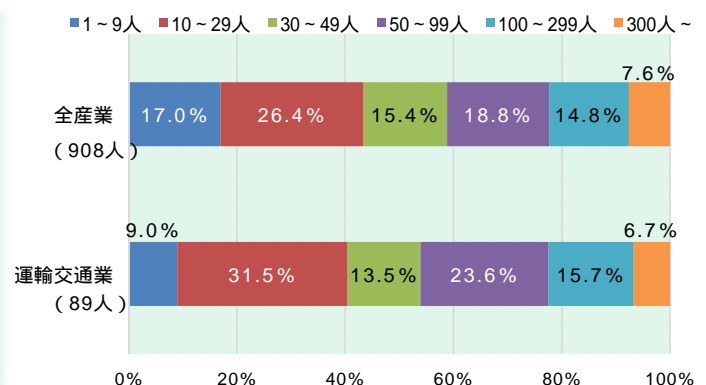


2 規模別労働災害発生状況 (令和4年)

運輸交通業における労働災害発生状況を事業場の規模別にみると、労働者10～29人が28人（31.5%）と最も多く、次いで、50～99人が21人（23.6%）、100～299人（15.7%）、30～49人（13.5%）、1～9人（9.0%）、300人以上（6.7%）の順となっています。

全産業と比較すると、10～29人及び50～99人規模事業場の割合が高く、10人未満の小規模事業場の占める割合が全産業より1割ほど少ないのが特徴といえます。

事業場規模別発生状況



3 事故の型別労働災害発生状況（令和4年）

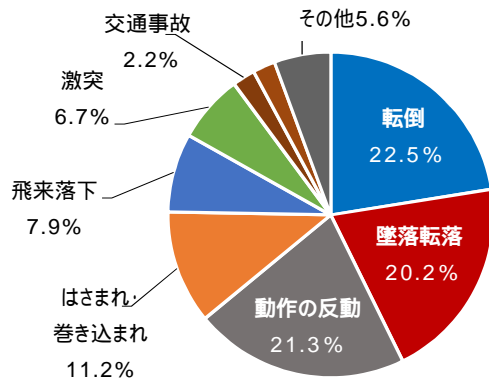
運輸交通業における労働災害を事故の型別にみると、「転倒」22.5%が最も多く、次いで、「動作の反動」21.3%、「墜落・転落」20.2%、「はさまれ・巻き込まれ」11.2%、「飛来・落下」7.9%、「激突」6.7%、「交通事故」2.2%の順となっています。これまで最も多かった「墜落・転落」は前年の27.0%から減少し、「転倒」、「動作の反動」が増加しています。

また、死亡災害に直結する荷役作業中の荷台等からの墜落災害が全体の2割を占めている状況です。

なお、荷主先での荷役作業中の災害が7割近くを占めており、荷役作業時の安全対策が重要となっています。

荷役作業における労働災害防止のため、5ページ以降の「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を参考にして下さい。

事故の型別発生状況（運輸交通業）



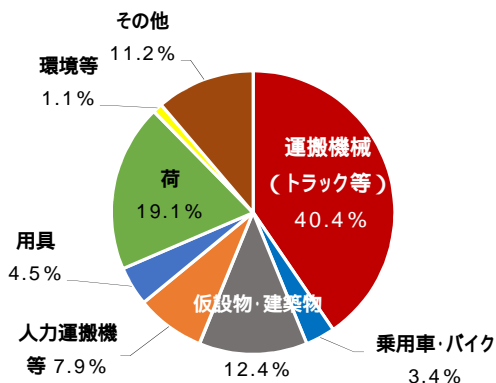
4 起因物別労働災害発生状況（令和4年）

運輸交通業における労働災害を起因物別にみると、「運搬機械物」（トラック、フォークリフト等）40.4%が最も多く、次いで「荷」19.1%、「仮設物・建築物等」12.4%、「人力運搬機等」7.9%、「用具」4.5%、「乗用車・バイク」3.4%、「環境等」1.1%等の順となっています。

トラック、フォークリフト、乗用車等の「運搬機械」を起因とする災害が全体の4割以上を占め、トラック荷台からの墜落、フォークリフトによるはさまれ災害が相変わらず多くなっています。

また、荷役作業中にトラックの荷台上や通路で転倒する災害が増加しています。

事故の起因物別発生状況（運輸交通業）

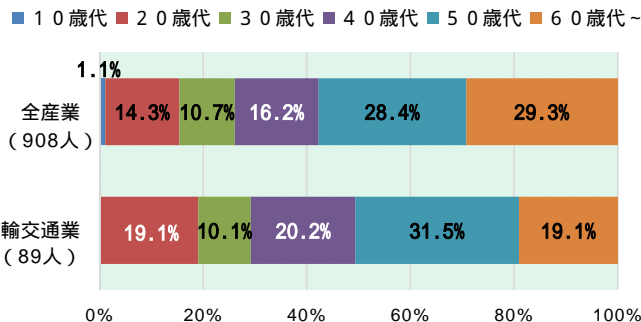


5 年齢別労働災害発生状況（令和4年）

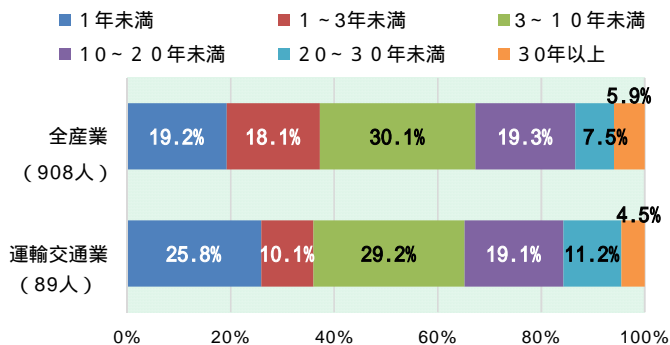
運輸交通業における労働災害を年齢別にみると、「50歳代」31.5%が最も多く、次いで「40歳代」20.2%、「20歳代」及び「60歳以上」が19.1%、「30歳代」10.1%の順となっており、「10歳代」の被災者はいませんでした。

令和4年は「20歳代」が前年の6.0%から約3倍の大幅な増加となりましたが、50歳以上の高齢労働者の占める割合は50.6%と半数以上を占めています。

年齢別発生状況



経験年数別発生状況

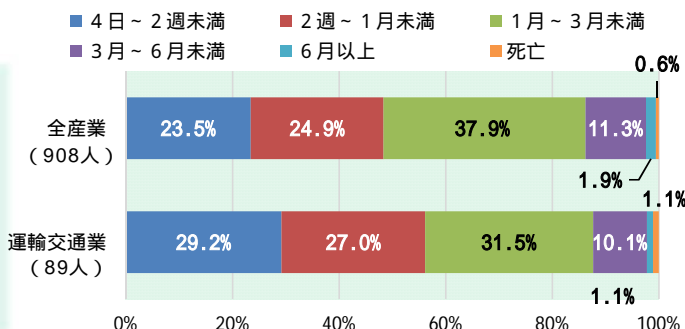


6 経験年数別労働災害発生状況（令和4年）

運輸交通業における労働災害を経験年数別にみると、全産業同様に「3~10年未満」が29.2%と最も多く、次いで「1年未満」が25.8%、「10~20年未満」19.1%、「20~30年未満」11.2%、「1~3年未満」10.1%、「30年以上」4.5%の順となっています。

「1年未満」が全産業の19.2%に比べ、運輸交通業では25.8%と多く約3割を占め、その中には転職された高齢労働者も含まれていることから、新規就業者に対する安全教育や転職された経験の浅い労働者に対する再教育等が重要となっています。

休業日数別発生状況

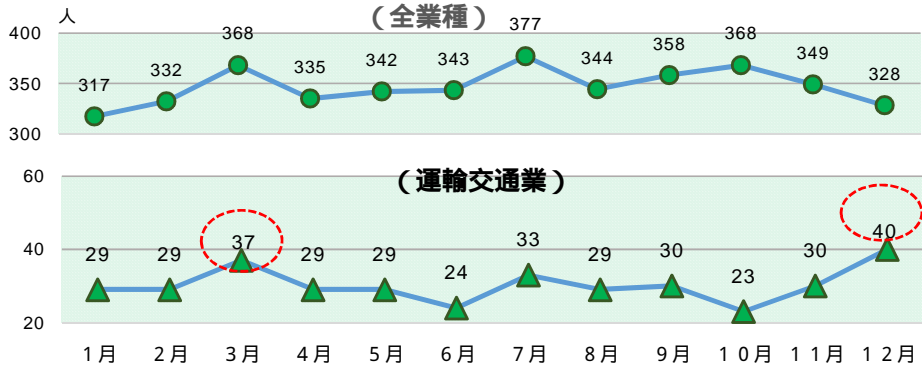


7 休業見込日数別労働災害発生状況（令和4年）

運輸交通業における労働災害を休業見込日数別にみると、「1月~3月未満」31.5%が最も多く、次いで「4日~2週間未満」29.2%、「2週~1月未満」27.0%、「3月~6月未満」10.1%、「6月以上」と「死亡」が1.1%の順となっています。

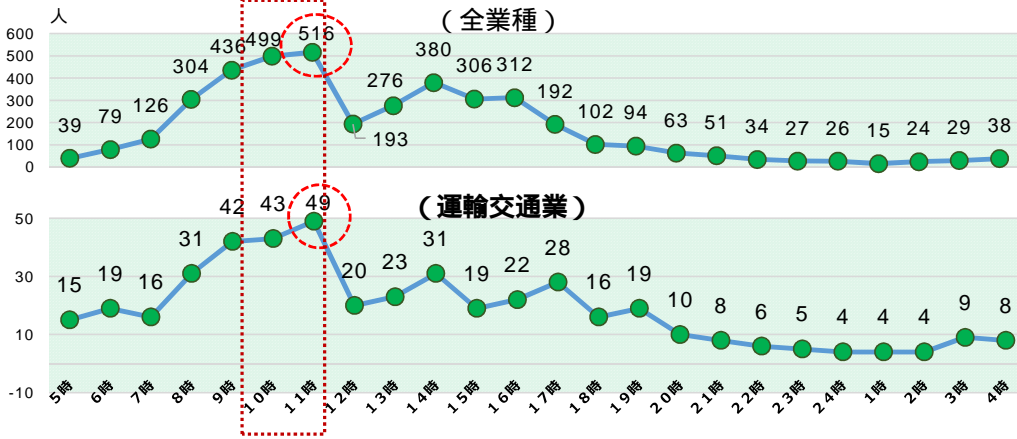
運輸交通業では、ひとたび災害が発生すると、休業が1か月以上となる災害が43.8%と約半数を占めており、その人的・経済的損失は大きいといえます。

8 月別 労働災害発生状況 (平成30年~令和4年)



運輸交通業における平成30年から令和4年までの5年間に発生した労働災害を発生月別にみると、年末の12月が最も多く、年度末の3月及び7月の夏季に多く発生する傾向となっています。
 運輸交通業においては、年末及び年度末における労働災害防止対策の強化が重要と言えます。

9 時刻別 労働災害発生状況 (平成30年~令和4年)



運輸交通業における平成30年から令和4年までの5年間に発生した労働災害を発生時刻別にみると、通常時間帯では午前9時台から増え始め、10~11時台が1日の中で最も多くなることから、通常作業開始から1~2時間経過した時間帯での安全点検、作業状況報告等の安全管理が重要であると思われます。

10 最近の運輸交通業における死亡災害事例

番号	発生月	年齢	業種	事故の型	災害の概要	写真
	発生地	性別	職種	起因物		
1	H25.10 甲州市	45 男	一般貨物自動車運送業 運転手	交通事故 トラック	被災者が2tトラックを運転中、国道交差点において信号待ちをしていた大型ダンプに追突し、頭部を強打したもの。	
2	H26.12 栃木県 那須塩原市	71 男	一般貨物自動車運送業 運転手	交通事故 トラック	被災者が運転する中型トラックが高速道路のパーキングエリアから本線に進入したところ、本線を走行してきた大型トラックに後方から追突され、被災者は車外に投げ出された。	
3	H27.2 都留市	55 男	一般貨物自動車運送業 運転手	はさまれ、 巻き込まれ 荷	キャリアカーに積んだ自動車を降ろす作業を行っていた時、自動車が荷台をずり落ちて、付近で作業をしていたキャリアカーのドライバーが挟まれた。	
4	H27.6 長野県 塩尻市	57 男	一般貨物自動車運送業 運転手	交通事故 トラック	被災者が運転する中型トラックが高速道路のパーキングエリアから本線に進入したところ、本線を走行してきた大型トラックに後方から追突され、被災者は車外に投げ出された。	
5	H29.3 身延町	48 男	運送業 運転手	墜落 トラック	工事現場からの土砂運搬のため、ダンプトラックにて仮設栈橋を渡って土捨て場に向かう途中、作業道と仮設栈橋の接合部付近にて、仮設栈橋の柵を突き破り、約3~4メートル下に墜落した。	
6	H29.6 南アルプス市	67 男	運送業 運転手	はさまれ、 巻き込まれ トラック	朝の点呼後、車中のゴミを捨てようと4tトラックから降りて事務所に向かっていったところ、トラックのサイドブレーキが降りたままの状態であったためトラックが動きだし、これを止めようとして轢かれたもの。	
7	R3.7 長野県 上伊那郡	56 男	一般貨物自動車運送業 運転手	はさまれ、 巻き込まれ フォークリフト	配送先にてフォークリフトを使用して荷物の搬入後、トラック側面のあたりを閉じようとしていたところ、坂道の途中で止まっていたフォークリフトが下りだし、止めようとしたが止められず、トラックの側面とフォークリフトに挟まれた。	
8	R4.12 大月市	47 男	一般貨物自動車運送事業 運転者	交通事故 トラック	片側一車線道路を走行していたところ、中央線をはみ出してきた対向車と衝突した。	

第2 労働災害防止のために

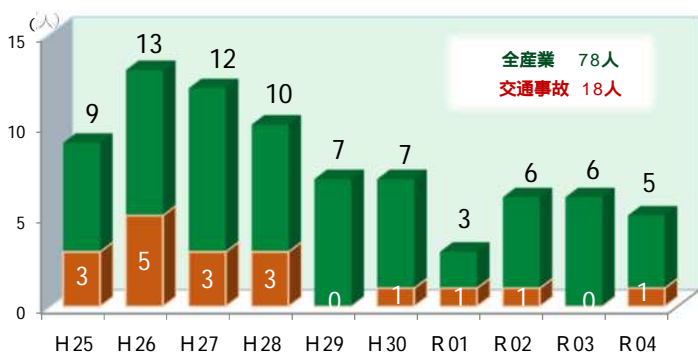
1 交通労働災害を防止しましょう！

近年、全国の交通労働災害による死亡者数は減少傾向にあるものの、過去10年間で1,800人を上回り、死亡災害全体の20%を占めており、近年の休業4日以上の死傷者は6~7,000人台で推移し、労働災害防止上の重要な課題となっています。

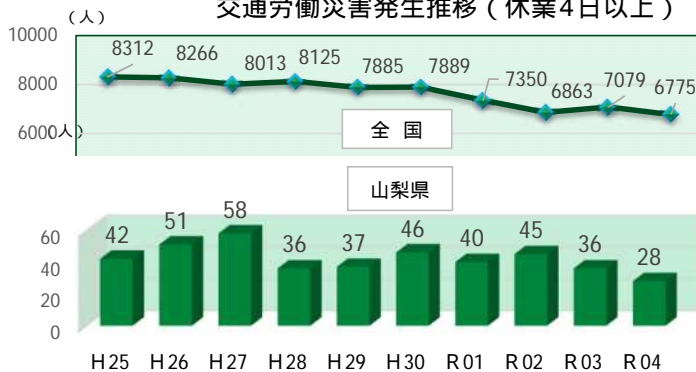
一方、山梨県内の交通労働災害による死亡者は、過去10年間でみると、全死亡者78人中18人で、全死亡災害の23%を占め、休業4日以上の死傷者数は年間40人前後で推移しています。また、令和4年の89人を年齢別でみると、60歳以上が17人で19%、50歳以上で48人51%と半数以上を占めていることから、高齢者に対する身体機能の変化に対応した対策等が必要です。

交通労働災害は、トラック輸送やタクシー、バス等の運輸交通業にとどまらず、業種横断的に発生しており、営業や得意先回り等を含め、自動車運転業務全般に関係することから、交通労働災害の撲滅に向け、管理体制の整備、適正運行管理など、以下の「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った対策に労使一体となって取り組みましょう。

山梨県交通労働災害による死亡者数



交通労働災害発生推移（休業4日以上）



「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント



☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント



「交通労働災害防止のためのガイドライン（本文）」



「高齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き」



2 荷役作業での労働災害を防止しましょう！



山梨労働局管内の運輸交通業においては、平成30年から令和4年までの5年間で451人が死傷（休業4日以上）し、うち死亡者は2人となっています。災害の内訳は、交通事故（道路）が20人（4.0％）に対し、近年の就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害もあいまって、墜落・転落が111人（24.6％）、転倒91人（20.2％）、動作の反動81人（18.0％）、はさまれ67人（14.9％）と交通事故を上回り、荷役作業中のトラック荷台からの墜落、運搬中の転倒、荷物取扱い中の腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害の減少に向け、荷役作業における安全対策の確実な実施が重要です。

また、荷役作業時の労働災害発生場所は、7割近くが荷主や配送先等であることから、運輸交通業の事業者と荷主等が連携・協力して荷役作業の安全を確保しましょう。



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン ～労働災害防止のためのポイントの抜粋～



安全衛生管理体制の確立等

平成25年3月25日付け基発第0325第1号で示されたガイドライン



荷役作業の担当者の指名

安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。

安全衛生方針の表明等

荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。
反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。

保護帽、安全靴の着用等

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

自社内の荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。

その他

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

墜落・転落による労働災害の防止対策

対策

作業高によらず、**必ず保護帽を着用して** 荷役作業を行ってください！

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- 作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う
- 不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- 荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上ではできる限り作業を行わず、可能な限り地上から又は地上での作業とする
- 安全帯を使用する（取付設備がある場合）
- 墜落時保護用の保護帽を着用する
- 荷や荷台の上での作業は、運転者等から見える安全な立ち位置を確保する
- 荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を外側に向けないようにし、後ずさりしない
- 滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する

墜落防止施設・設備の使用

荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用してください。

貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合、昇降設備の使用が義務付けられています。

自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り施設・設備側に墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置してください。墜落制止用器具は「フルハーネス型」が原則です。



ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点であっても、荷役作業時には**必ず保護帽を着用**するようにしましょう。

また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

トラックでの荷役作業時における安全対策の強化

労働安全衛生規則が改正され

「昇降設備の設置」

「保護帽の着用」

「テーブルゲートリフターの操作に係る特別教育」

が義務付けられました。



特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

参考リーフレット



改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます(一部例外あり)。

R5.10.1
施行

2

テーブルゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テーブルゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

R6.2.1
施行

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテーブルゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

R5.10.1
施行

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

テーブルゲートリフターの種類

テーブルゲートリフターを安全に使用するために



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

クレーン等による労働災害の防止対策

クレーン、移動式クレーンの運転資格の確認

定期自主検査の実施

クレーン等の定格荷重を超えて使用させない

移動式クレーンの運転者に、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知

移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正

移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設

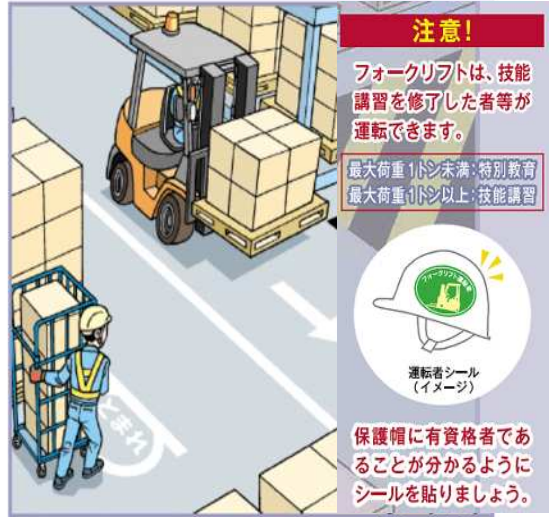


フォークリフトによる労働災害の防止対策

対策 フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう

- フォークリフトの運転資格の確認
- 定期自主検査の実施
- 作業計画の作成
- 作業指揮者の配置
- フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
- ・荷崩れ防止措置を行う
- ・運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
- ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に実行
- ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
- ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じる
- ・急停止、急旋回を行わない
- ・荷役作業場の制限速度を遵守する
- ・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
- ・フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
- ・構内を走行するときは、安全通路を走行し、荷の陰等から飛び出さない
- ・自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示
- ・通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）
- ・フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）



ひとこと アドバイス

禁止されている行動をとってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

ロールボックスパレット、台車等を使用して人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれられたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する
- ・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）
- ・トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する
- ・ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する
- ・見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける
- ・停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速する
- ・重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押す
- ・荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定する
- ・ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保する
- ・ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓
- ・床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため）






転倒による労働災害の防止対策

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等の確認、後ずさりでの作業はできるだけ行わない
- ・荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用
- ・荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまづき原因をできるだけなくす（自社内）
- ・荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化（自社内）
- ・台車等の使用（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）
- ・転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。
- ・できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。



転倒災害防止対策のポイント

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

腰痛防止対策

職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発第0618第1号）で示された対策の実施

荷役作業を行わせる事業者の実施事項

- ・リスクの評価(見積り)(車両運転等の作業におけるアクション・チェックリストの活用)
- ・リスクの回避・低減措置の検討及び実施(運転座席の改善、車両運転の時間管理、荷物の積み卸し作業の自動化・省力化等)
- ・腰痛予防に関する労働衛生教育の実施

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす
- ・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない
- ・重量の重い荷は、2人以上で扱う、できる限り台車等を使用する

人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善する

荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に進行
- ・荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら進行
- ・あおりを下るす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に進行
- ・鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止する
- ・停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に進行すること。万一、貨物自動車動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとしない

パレットの破損状況の確認

- ・崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換してください。

その他の労働災害の防止対策

荷役作業は、「運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化が図りにくい」、「荷主先等において、単独または荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社から直接、指示・支援を受けにくい」といった特徴があります。

このような特徴を踏まえ、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは極めて重要です。

荷役作業従事者、または従事する予定の労働者に対する安全衛生教育

(荷役作業の基本知識、ガイドラインにある荷役災害防止対策の教育)

労働安全衛生法に基づく資格等の取得(さらに、労働者の職務の内容に応じた免許、技能講習等の計画的な取得)

作業指揮者等に対する教育

日常の教育(危険予知訓練等)

陸運事業者と荷主等との連絡調整

荷役作業の実施者について書面契約の締結を推進

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における運送事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられます。このため、運送契約時に、荷役作業における運送事業者と荷主等との役割分担を明確にすることが重要です。

こうした点を踏まえ、運送事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

また、この役割分担については現場での作業者に確実に周知してください。

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

お問い合わせは山梨労働局または各労働基準監督署へ

山梨労働局労働基準部 監督課	055-225-2853 (労働時間関係)
健康安全課	055-225-2855 (災害防止関係)
甲府労働基準監督署	055-224-5616
都留労働基準監督署	0554-43-2195
諏訪労働基準監督署	0556-22-3181